アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

- **1 開催日時** 平成29年10月16日 (月曜日) 午後1時30分~午後1時51分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 案 件
 - 1 参考人招致について
 - 2 関係人に対する質問について
 - 3 その他

〇出席委員

委 員	長	丸	野	達夫	委	員	長名	川名	章	悦
副委員	員長	Щ	脇	智	委	員	藤	原	浩	平
委	員	中	村	美津緒	委	員	仲	谷	良	子
委	員	木	戸	喜美男	委	員	秋	村	光	男
委	員	里	村	誠 悦						

〇欠席委員

委 員 赤 木 長 義

〇事務局出席職員氏名

議会事務局長	木	浪	龍	太	議事調査課主査	Щ	田	達
議会事務局次長	八才	大澤		透	議事調査課主査	柴	田	聡
議事調査課長	齌	藤	賢	剛	議事調査課主査	花	田	昌
議事調査課副参事	横	内	英	雄				

〇丸野達夫委員長 それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。 赤木委員が所用のため欠席となっております。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。なお、発言に当たりましては、マイクを使用していただきますようお願いいたします。 市政記者の皆様には、委員の資料には非公表の部分も含まれているので、 その点に注意して、委員席側に立ち入らないようにお願いいたします。

傍聴人に申し上げます。

携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう、御協力をお願いいたします。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課 長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。 まずは、アウガ問題調査特別委員会質問事項。これは2種類あります。1 つが、青森駅前再開発ビル株式会社の元経理担当職員への質問事項が1ページ分と、元常務取締役への質問事項が3ページ分あります。委員の皆様の資料には実名も入っておりますが、傍聴者の方の資料には役職名のみの表記となっております。

もう1つが、これは委員の方のみの配付資料ですけれども、市民から提出されました上申書です。

以上でございます。

〇丸野達夫委員長 ありがとうございます。

早速、案件に入ります。

案件の1「参考人招致について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件1「参考人招致について」です。 本日午前10時までに、元青森駅前再開発ビル株式会社経理担当職員に対す る質問事項を各委員から提出していただいた結果につきましては、お手元に 配付のアウガ問題調査特別委員会質問事項のとおりとなっておりますので、 内容の御確認をお願いいたします。

また、予定しております参考人の方と日程調整をした結果、参考人をお呼びする日時につきましては、11月1日午後1時30分ということで調整が整っておりますので、御報告させていただきます。

以上でございます。

〇丸野達夫委員長 ありがとうございます。

それでは、参考人招致を議決するために必要となる事項を1つずつ確認してまいります。

まず、意見を聞く案件につきましては、(1)アウガ問題に関する調査特別

委員会で疑義の残った事項及び(2)アウガが経営破綻に陥るに至るまでの 行政関係等の関与の状況調査の2件とすることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、参考人招致の日時については、本人との調整の結果、11月1日午後 1時30分からでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、開催場所については、第3・第4委員会室といたしたいと思いますが、これもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、参考人に対する質問事項については、資料のとおりでよろしいで しょうか。6点の質問事項です。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、質問事項については議決いたしませんが、参考人に対する出席要請の文書に当該質問事項を添付することといたします。

それでは、この件に関して改めておはかりしたいと思います。なお、これより参考人は実名で進めることといたします。

参考人の出席要求の件を議題といたします。

この際、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

本委員会は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査について調査を行うため、平成29年11月1日午後1時30分から、第3・第4委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社経理担当職員山下知徳氏を参考人として出席を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、平成29年11月1日午後1時30分から、第3・第4委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社経理担当職員山下知徳氏を参考人として出席を求めることに決しました。

案件の2「関係人に対する質問について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件 2「関係人に対する質問について」です。

本日午前 10 時までに元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役に対する 質問事項を各委員から提出していただいた結果、お手元に配付のアウガ問題 調査特別委員会質問事項のとおりとなりましたので、内容の御確認をお願い いたします。

以上でございます。

〇丸野達夫委員長 ありがとうございます。

元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役に対する質問事項については、 資料のとおりでよろしいでしょうか。

新政無所属の会から 13 点、市民クラブから 1 点の質問が来ております。見るまでちょっと時間がかかるでしょうけれども――よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 よろしければ、そのようにいたしたいと思います。

それでは、資料に記載の内容で、10月27日を回答希望期限として文書による質問を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、資料に記載の内容で、文書による質問を行う ことといたします。

案件の3「その他」を議題といたします。

その他、皆さんから御意見等ありますか――ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 なければ、この際私から御報告いたします。

本委員会の顧問弁護士の選定につきましては、去る9月19日に開催された 本委員会において竹中孝弁護士を選定することと決定し、その業務内容を、

(1)調査に係る諸問題についての法律相談、(2)証人喚問における会議への出席と会議での助言、(3)調査に必要となる文書の作成とする法律顧問業務委託契約を、平成29年9月26日に締結したところであります。

本契約締結後、竹中弁護士には、平成 29 年 8 月 15 日付の青森駅前再開発 ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏——以下、鈴木弁護士と呼びますが、鈴 木弁護士から提出された上申書に対する回答について、助言をいただいたと ころであります。

先般、鈴木弁護士から「青森駅前再開発ビル株式会社の唯一の従業員である経理担当従業員が8月31日付でやめたため、私一人で記録を探すことは困難なことから、ビル会社の元従業員に依頼して記録を探したいと考えている。ついては、記録の捜索に係る経費、1日につき2万円掛ける2日、計4万円については、青森市議会で負担していただきたい」との口頭での申し出があったところです。

このことから、鈴木弁護士からの申し出に対する対応のほか、今後、鈴木

弁護士と直接のやりとりが考えられますことから、先ほど申し上げました3つの業務内容のほか、本契約の業務内容に本委員会の代理業務を追加したいと考えておりますが、この件につきまして各委員から御意見を賜りたいと思います。

というのは、平たく言うと、今、竹中弁護士には、調査に係る法律相談と、証人喚問の際に来ていただいて助言をいただく件と、文書を作成していただく依頼をしているんですが、相手が弁護士なものですから、弁護士同士の交渉もおのずと今後必要となろうかなという思いがありまして、本委員会のこの契約では鈴木弁護士と竹中弁護士が直接お話しするということができないものですから、その代理業務を追加したいと。我々や議会事務局が鈴木弁護士とやり合うのではなくて、やはり弁護士同士の話し合いの中で解決を見ていきたいという思いがあって、それを追加したいと考えているんですが、この件について御意見があればお願いします。(「いいんじゃないの」「それしかないよ」と呼ぶ者あり)結局、法律用語を言われても、我々は一一どうぞ、藤原委員。

- ○藤原浩平委員 基本的にいいんですけれども、契約の内容について変更するということになれば、金額的な問題も含めて、契約のし直しとか追加とか、何かそういうことが出てくるのかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。
- **○丸野達夫委員長** ですので、今この3つの業務の内容で契約してるものですから、本契約の業務内容に代理業務というものを追加して考えていきたいと思います。その際に発生する料金等もあろうかと思うので、そのことも考えていかなければならないということになるんですが。
- ○藤原浩平委員 はい、いいです。
- **〇丸野達夫委員長** よろしいですか。

それでは、本契約の業務内容に本委員会の代理業務を追加することと決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、業務内容に追加する文言等につきましては、私に御一任いただけま すでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 決まり次第皆様にお知らせいたしますので、そのように お願いいたします。

それでは、一任させていただきます。

次に、私からもう1点あります。

お手元に配付のとおり、10月13日付で、アウガ問題調査特別委員会委員

長宛てに個人から上申書が提出されております。

上申書の趣旨は、「貴委員会がアウガ問題に係る調査資料として青森市長から提出を受け、所持している『株式会社BSMモニタリング資料』について、市民からの文書開示請求に応えるために、貴委員会委員皆様が読了し、かつ当該資料についての審査が終了した後に、速やかに保管原課である経済部経済政策課へ複写を要する時間の間だけ一時返還、又は貸与すること」となっております。

つまり、今、100条調査権を行使して株式会社BSMの資料をこの委員会が所持しているんですが、情報公開請求が市民からありまして、でも原課としては、我々の委員会が原本を持っているものですから、情報公開できない旨の返事をしました。その返事に対して、我々が調査を終わった後でいいので、速やかに返して見せてほしいという上申書の内容でありました。そういうものがあったということだけ、ここで御報告させていただきます。お手元に配付のとおりの要求ですので、これはそうしていこうということになろうかと思うので、ここでは取り扱いません。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 あと、もう1つあります。

前回 10 月 10 日の本委員会におきまして、ムラヤマ建設工業株式会社及び藤本淳氏に対する文書による質問の内容につきましては、委員長に一任いただき、あらかじめ各委員にも持ち回りの説明をし、その内容を御了承いただいた上で、10 月 20 日を回答期限とし、10 月 11 日付で文書を送付いたしましたので、御報告させていただきます。

そこで報告事項は終わるんですが、ここまでで何かありますか。はい、秋 村委員。

〇秋村光男委員 ちょっと1つだけ。済みません。

アウガ問題調査特別委員会の質問事項の関係なんですけれども、文書による質問書を提出しますね。それで、この回答というのは——次の委員会の開催日は、11月2日になっておりますね。

- **〇丸野達夫委員長** そのことについては、これからちょっと御相談が……。
- ○秋村光男委員 ああ、これからですか。わかりました。
- **〇丸野達夫委員長** ほかにありますか。はい、中村委員。
- **○中村美津緒委員** 先ほど、市民の方からの上申書をいただきまして、株式会社BSMモニタリング資料についての一時返還ということでありましたが、私たちの 100 条委員会に記録が提出された際に、委員で手分けをして今まで控えておりました。複写、コピー等が許されないということでありましたが、ほかの 100 条委員会では、コピー等をして各会派に配って、いろいろ調べて

いるということもちょっと聞こえてはいるんですが、議会事務局にちょっと 確認なんですけれども、やはり複写、コピーをいただくということは難しい んでしょうか。お願いします。

- 〇丸野達夫委員長 議事調査課長。
- ○齋藤賢剛議事調査課長 まず、提出いただいた記録の取り扱いにつきましては、基本的には、本委員会で運営要領という形で複写ができない旨を決定させていただいたところです。

事務局でこの運営要領案を作成させていただいたんですけれども、複写できない旨につきましては、私どもでもいろいろと調べていく中で、100条委員会に関連する各種解説等によりますと、原則とすれば、やはり複写等を認めるべきでないとの解説がありました。これがまずは1点です。

また、他都市等の事例も参考にさせていただいております。確かに、他市議会におきましては、複写等を認めている市議会もありますけれども、その解説等のとおりに複写を認めていないところもさまざまあり、本市議会といたしましては、複写を認めないという形で委員の皆様に提案させていただいて、そのとおり運営要領が決定したという次第です。

以上でございます。

- 〇丸野達夫委員長 中村委員。
- **〇中村美津緒委員** ありがとうございました。理解できました。 以上です。
- **〇丸野達夫委員長** はい、ここまででよろしいですか。

ここからは、皆さんに大変申し上げづらいんですが、次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、鈴木弁護士からの申し出に対する対応や参考人招致時の会議進行手順等の協議のため、10月19日午後1時30分からに……(「来月ですか」と呼ぶ者あり)今月です。午後1時30分からにしたいと思います。大変お忙しいでしょうが、今月は視察等もたくさん入っておりまして、(「何時からですか」と呼ぶ者あり)午後1時30分からです。日にちがもうとれません。まあ、選挙等もありますが、こちらも公務でございますので、公務優先でお願いいたします。

ちなみに、あしたもあいていることはあいているんですが、19 日以降となると、非常に……、常任委員協議会が20日にありますし、結局、相手に質問して返事をもらうまでの期間もあけなければいけないものですから、(「じゃあ19日に決めればいいでしょう」と呼ぶ者あり)よろしいですか、19日で。済みませんが。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、次回の開催を 10 月 19 日午後 1 時 30 分からといたします。

事務局から何かありますか。はい、議事調査課長。

- ○齋藤賢剛議事調査課長 今後の日程の部分なんですけれども、前回、11月の日程を予定も含めて配付させていただきましたけれども、前回の予定では、11月2日と置いておりましたが、きょうの参考人招致の議決で 11月1日というように日にちがまた移動しておりますので——11月1日、2日と連続してやるようなイメージではなくて、当初 11月2日でお知らせしていたものを、11月1日の参考人招致の日に、参考人招致もやりつつ、その他の案件もありましたらやっていきたいというように考えておりました。会議終了後に改めて日程表を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
- **○丸野達夫委員長** 次回は 10 月 19 日午後 1 時 30 分、次々回が 11 月 1 日午 後 1 時 30 分です。詳しくは、後で日程表をお渡しするそうですので、よろしくお願いします。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審 査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会議終了)